

平成29年度大野高校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

1 いじめの問題に対する基本理念

いじめは、それを受ける生徒、行う生徒、傍観する生徒も含め、全ての生徒の心身に関わる重要な問題である。また、いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる。

このことを踏まえ、本校では、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、以下のような考えに基づき、教職員一丸となっていじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いかなる理由があっても許さない。
- (2) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを最優先とする。
- (3) いじめを行う生徒には毅然とした指導を行うとともに、迅速に再発防止の措置をとる。
- (4) 全ての生徒がいじめを傍観することがないように、いじめ防止に対する理解を深める指導をする。

2 いじめの定義

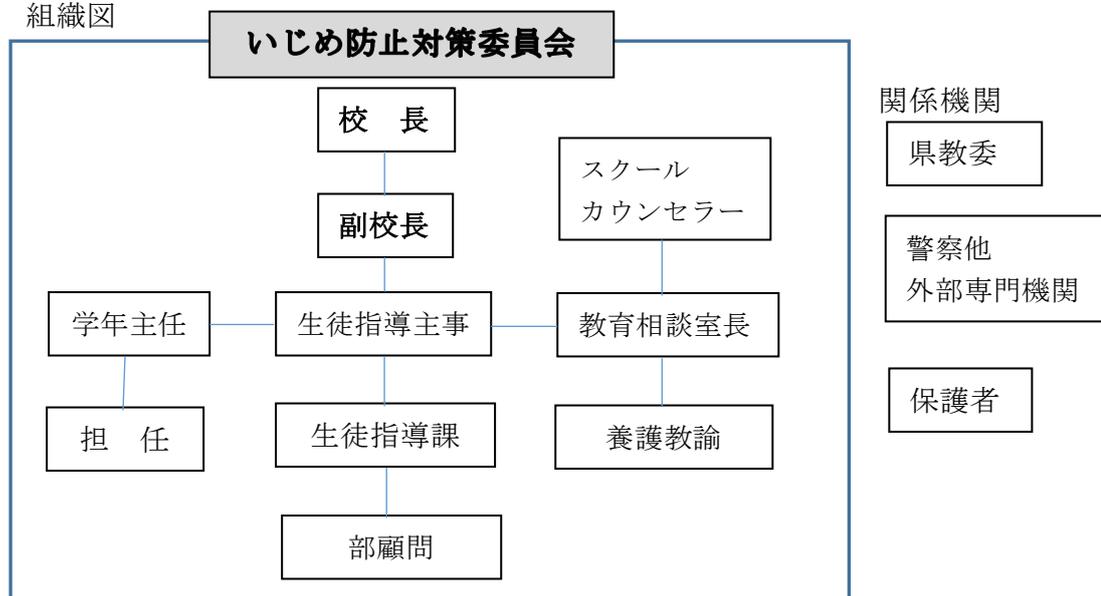
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

II いじめの未然防止・早期発見のための取組

1 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 名称「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 校長、副校長、生徒指導主事、学年主任、教育相談室長、養護教諭、スクールカウンセラー、該当担任、該当部顧問
- (3) 取組内容
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ 年間指導計画の作成
 - ウ 校内研修会の企画・立案
 - エ いじめが疑われる案件の事実確認・認知の判断
 - オ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - カ 要配慮生徒への支援方針の策定
- (4) 組織図



2 いじめの未然防止

- (1) 学習指導・特別活動・道徳教育の充実
 - ア 授業改善を進め、生徒が主体的に取り組める授業づくりをする。
 - イ 規範意識や集団の在り方等についての学習を深めるための指導をする。
 - ウ いじめ防止に関する生徒の自主的活動を支援する。
 - エ 各種地域行事や里山整備等を通じて、自己有用感や自己肯定感を育む。
- (2) 教育相談の充実
 - ア 担任による個人面談を定期的実施する。
 - イ スクールカウンセラーを積極的に活用し、生徒の悩みの把握に努める。
- (3) 情報モラルの指導
インターネットや携帯端末の利用について、講演会等により情報モラルの向上を図る。
- (4) 保護者・地域との連携
 - ア 学校HP、PTA総会や学校だよりを利用し、本校の学校いじめ防止基本方針を周知する。
 - イ 学校公開によって本校の状況を理解してもらうとともに、積極的に情報を発信し保護者及び地域と協働する。
- (5) 教職員の研修
 - ア 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るための校内研修会を開催する。
 - イ いじめや情報モラルに関する専門家からの講演等を設定する。

3 いじめの早期発見

- (1) 情報の収集
 - ア いじめを早期に発見するための生徒や保護者からの情報収集等を定期的に行う。そのためのアンケートを生徒指導課年2回(6月、11月)、教育相談年1回(9月)、併せて保護者からも年2回(7、12月)行う。その他、必要に応じて実施する。
 - イ 些細な変化にも気づくよう、生徒の表情や行動を日常的に観察する。
 - ウ 担任による個人面談を随時行う。
 - エ 家庭と綿密な連絡を取り合い、学校外での変化を把握する。
- (2) 情報の共有
 - ア 生徒に関する情報を毎月定期的に共有する機会を設定する。
 - イ いじめが疑われる事案の発生時には、「いじめ防止対策委員会」を開催し、要配慮生徒についての情報を共有し、統一した対応ができるようにする。
 - ウ 関係機関での会議や情報を職員会議等で共有する。
- (3) 相談窓口の周知
いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(生徒および保護者)・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・特別支援教育コーディネーター・教育相談室長
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われているいじめ相談・学校または所轄警察署
- ※ 24時間いじめ相談電話(県教委)・・・・・・・・019-623-7830(24時間対応)
0120-0-78310(フリーダイヤル)

Ⅲ いじめに対する措置

1 いじめに対する早期対応

- (1) いじめが疑われる事案が発生したり、通報を受けたりした場合は、早急に生徒指導課に報告する。
- (2) 校長は生徒指導主事からの報告書の提出を受けて「いじめ防止対策委員会」を招集し、報告を踏まえて調査方針・方法を決定し、事実確認を行う。
- (3) いじめが疑われる事案の調査にあたっては、被害生徒や保護者の立場に立ち、いじめ防止対策委員会は、次の手順で関係者からの情報収集を行う。
 - ア 情報提供をした生徒
 - イ いじめを受けていたと思われる生徒
 - ウ いじめをしていたと思われる生徒（複数いる場合は同時に）
 - エ 周囲の生徒（イとウが一致しないときなど、必要に応じて）
- (4) いじめの事実が確認された場合は、即時にいじめをやめさせるとともに、被害生徒及び保護者に対する支援を行う。
- (5) いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されないという毅然とした指導を行うとともに、その内面を理解し自身を見つめさせる指導を行う。また、保護者に対して必要な助言を行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を感じないように、安心できる環境の確保をし、継続的なこころのケアをしていく。

2 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、いじめの行為をあおるような「観衆」はいじめの加害者であることを理解させる。そしていじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導を行う。
- (2) いじめの行為を見て見ぬふりをする「傍観者」からいじめを止めさせようとする「仲裁者」が出てくるように指導する。
- (3) 該当集団において集会やホームルームを行い、いじめを根絶しようという態度や互いを尊重する人間関係を醸成する。

3 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

4 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教育委員会と連携し、該当生徒からプロバイダなどへの情報の削除依頼を援助する。
- (2) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭にインターネット上のモラル・マナー等についての情報を提供し協力を得る。

Ⅳ 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒及び保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 「調査結果を県教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- ※関係者の個人情報に配慮する
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。